

平成 22 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ャ ス テ ッ ク  
代 表 者 の 役 職 名 代 表 取 締 役 社 長 中 谷 昇  
( 登 録 銘 柄 コード番号 9717 東証 )  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員  
総 務 経 理 本 部 本 部 長 柴 山 泰 生  
T E L 0 3 - 3 4 4 6 - 0 2 9 5 ( 代 表 )

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 23 年 2 月 24 日開催予定の当社第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、当社の取締役および従業員に対して、金銭の払い込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 割当て対象者

当社の取締役および従業員とする。

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 106,500 株(うち取締役に対する割当分 20,000 株)を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当ての場合を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

##### (3) 新株予約権の総数

1065 個(うち取締役に対する割当分 200 個)を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、100 株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払い込み金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値(終値のない日を除く)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ①当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年3月1日より平成30年2月20日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

- ①当社は、新株予約権者が(11)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、新株予約権を無償で取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(10) 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の行使条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権者の相続人は、当該新株予約権を承継せず、これを行使することができない。

(12) 上記(2)ないし(11)に関する詳細および上記(2)ないし(11)に記載のない事項については、取締役会の決議によって定める。

以上